

審 査 要 領

無形文化遺産保護条約に係る国際動向調査事業委託における事業者の審査、評価及び選定を行うため審査委員会を置く。本事業の選定は審査委員会によって決定するものとし、審査委員は下記について遵守しなければならない。

記

（秘密の保持）

第 1 審査委員は、本審査で知り得た情報を口外してはならない。ただし、公表されている内容はその限りではない。

（利害関係者の審査）

第 2 審査委員は、競争参加者の中に次のいずれかに該当する者がいたときは、すみやかに文化庁文化資源政策・記念物課に文書で申し出なければならない。

- ① 競争参加者の企画提案書の中に、何らかの形で審査委員自身が参画する内容の記載があった場合
 - ② 審査委員が所属している機関等から申請があった場合
 - ③ 審査委員自身が、過去 5 年以内に競争参加者から寄附を受けている場合
 - ④ 審査委員自身が、過去 5 年以内に競争参加者と共同研究又は共同で事業を行い且つそのための資金を審査委員自身が受けている場合
 - ⑤ 審査委員自身と競争参加者との間に、過去 5 年以内に取引があり且つ競争参加者からその対価を審査委員自身が受け取っている場合
 - ⑥ 審査委員自身が、競争参加者の発行した株式または新株予約権を保有している場合。
 - ⑦ その他、競争参加者（競争参加者が法人の場合はその役員、その他企画提案書の中の研究代表者又は共同参画者等を含む）との間に利害関係があり、審査を行った場合に社会通念上の疑義を抱かれるおそれがある場合。
- 2 前項の 1 号から 6 号に該当する場合、当該審査委員は原則審査を行ってはならない。また、7 号に該当する場合、文部科学省は審査委員会に当該審査委員の審査の可否についての決定を求めなければならない。ただし、当該審査委員自ら審査を辞退した場合はその限りではない。
- 3 審査委員会は、前項の要請を受けた場合はただちに審査委員の中から委員長を選任し、当該審査委員の審査の可否について決定しなければならない。また、審査委員会は、前項の要請を拒否することもできる。
- 4 審査委員は、前項により審査委員会が審査を行ってはならないことを決定した場合又は要請を拒否した場合は審査を行ってはならない。

（不公正な働きかけ）

- 第 3 審査委員は、当該審査について不公正な働きかけがあった場合は、すみやかに文化庁文化資源政策・記念物課に報告しなければならない。
- 2 文化庁は前項の報告を受けた場合は適切に対処しなければならない。